

○松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第119号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻又はパートナーシップ宣誓等に伴い新たな生活を始める世帯に対する経済的不安の軽減を図るとともに、少子化対策及び若年世代の定住促進に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯等 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 補助金の交付を申請する日の属する年度(以下「申請年度」という。)において、婚姻届を提出し、受理された夫婦(以下「婚姻世帯」という。)

イ 申請年度において、松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年告示第59号。以下「パートナーシップ要綱」という。)に規定する宣誓(以下「宣誓」という。)を行ったパートナーシップの関係にある二者。ただし、他の地方公共団体における制度を利用して、申請年度前に当該宣誓に類する宣誓をし、引き続きパートナーシップの関係にある二者は除く(以下「宣誓世帯」という。)

ウ 申請年度において、パートナーシップ要綱に規定する申告(以下「申告」という。)を行ったパートナーシップの関係にある二者であって、当該申告に係る連携協定締結都市における宣誓(以下「申告に係る宣誓」という。)を行ったもの。ただし、他の地方公共団体における制度を利用して、申請年度前にパートナーシップ要綱に規定する宣誓に類する宣誓をし、引き続きパートナーシップの関係にある者は除く(以下「申告世帯」という。)

(2) 住居費 婚姻、宣誓又は申告(以下「婚姻等」という。)を機に新たに市内に住宅を購入するに要した費用又は賃借に要した費用をいう。

(3) 引越費 婚姻等に伴う市内への引越しに際し要した費用をいう。

(4) リフォーム費 婚姻等に伴い居住する住宅の機能の維持及び向上を図るために行う修繕、改築及び増築、設備の更新等に要した費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、新婚世帯等であって次に掲げる要件を全て満たすもの又は前年度に新婚世帯等として受けた本事業の補助金の確定額が前年度の補助限度額に達しなかった世帯であって第1号、第5号及び第6号に掲げる要件を満たすもの(以下「継続補助対象者」という。)とする。

- (1) 住居が市内にあり、かつ、補助金の交付の申請時に夫婦又はパートナーシップの関係にある二者（以下「夫婦等」という。）共に当該住居の所在地に住民登録があること。
- (2) 補助金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年の前年の夫婦等合計の所得（1月から3月までの間に申請する場合にあつては、前々年の所得）が、500万円未満であること。ただし、夫婦等的一方又は双方が貸与型奨学金の返還を現に行っている場合は当該返還に係る年間の額を当該所得から控除して算出するものとする。
- (3) 次の区分ごとに定める日（以下「婚姻日等」という。）における夫婦等の年齢が、共に39歳以下であること。

ア 婚姻世帯 戸籍上の婚姻の日

イ 宣誓世帯 宣誓を行った日

ウ 申告世帯 申告に係る宣誓を行った日

- (4) 次のいずれかに該当すること。

ア 夫婦等のいずれもが過去にこの要綱による補助、国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に定める結婚新生活支援事業による補助等、同種の補助の交付を受けていないこと。

イ 過去に同種の補助を受けた夫婦等的一方が再度婚姻等をした場合において、過去に同種の補助の交付の対象となった婚姻等の解消の日から起算して1年以上経過していること。

- (5) 夫婦等が共に市税を滞納していないこと。

- (6) 夫婦等が共に松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと

- (7) 申請年度において、申請日までに市が指定する講座を夫婦等の双方が受講し、又は医療機関に妊娠若しくは出産に係る相談を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する世帯であつて、婚姻日等の属する年度内に支払う補助対象経費がないものは、同年度の3月31日までに資格認定を受けた場合において、婚姻日等の属する年度の翌年度に限り、補助対象者とみなす。この場合において、前条第1号ア中「交付」とあるのは「資格認定」と、次条中「申請年度」とあるのは「補助金の交付を申請する日の属する年度」と読み替えるものとする。

- (1) 前項各号のいずれにも該当する新婚世帯等

- (2) 前項第2号から第6号までのいずれにも該当する新婚世帯等であつて、次のア及びイのいずれにも該当するもの

ア 夫婦等の双方又は一方が、第8条の規定による資格認定を申請する日において市内に住民登録があること。

イ 第9条の規定による資格認定を受けた日から補助金の交付を申請する日までの間に、前項第1号の要件を満たす予定であること。

（補助区分等）

第4条 補助金の補助区分、補助対象経費等は、次のとおりとする。ただし、補助対象経費は、申請年度に支払を行ったものに限る。

補助区分		補助対象経費	補助率	補助限度額
住居費	取得	婚姻日等前1年以内又は婚姻日等以降に引き渡された住宅の取得に要した費用（建物の購入費に限る。）	10分の10	30万円。ただし、婚姻日等における夫婦等の年齢が共に29歳以下であるときは、60万円
	賃貸	婚姻を機に住宅を賃借した際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料に限る。ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けているときは、当該住宅手当の支給額を除く。）		
引越費	婚姻日等前1年以内又は婚姻日等以降に行なった引越業者及び運送業者による家財の運搬に要した費用			
リフォーム費	婚姻日等前1年以内又は婚姻日等以降に完了した住宅機能の維持及び向上を図るために行う住宅の修繕、改築及び増築、設備の更新等に要した費用			

2 前項の規定にかかわらず、住居費のうち住宅の取得に要する費用及びリフォーム費については、補助限度額を超えて費用を要した場合は、10万円を限度に当該超えた費用を補助金の額に加算することができるものとする。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、7月1日から翌年3月31日までの間に提出するものとする。

(1) 次の区分ごとに定める婚姻日等を証する書類

ア 婚姻世帯 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書の写し

イ 宣誓世帯 パートナーシップ要綱の規定によるパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードの写し

ウ 申告世帯 パートナーシップ要綱の規定によるパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードの写し及び申告に係る宣誓を行った日を証する当該宣誓制度を運用す

る自治体が発行する書類

- (2) 婚姻等を解消した日を証する書類（夫婦等の一方又は双方が過去に同種の補助の交付を受けている場合に限る。）
- (3) 住民票の写し（夫婦等双方の住所が記載されたもの）
- (4) 申請日時点における新婚世帯等の最新の所得証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 勤務先の住宅手当支給証明書（様式第3号）（住宅を賃借している場合に限る。）
- (7) 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（住宅の取得に要する費用の補助の場合に限る。）
- (8) 住宅の賃貸借契約書の写し及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（住宅の賃借に要する費用の補助の場合に限る。）
- (9) 引越しに要した費用の領収書の写し等支払額を証明できる書類（引越しに要する費用の補助の場合に限る。）
- (10) リフォームの工事請負契約書等の写し及び領収書等支払額を証明できる書類（リフォームに要する費用の補助の場合に限る。）
- (11) 貸与型奨学金の返還額を確認できる書類（第3条第1項第2号ただし書に規定する要件に該当する場合に限る。）
- (12) 市が指定する講座の受講又は医療機関への相談を行ったことが確認できる書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 継続補助対象者は、前年度の補助限度額と確定額との差額を限度に補助金の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、松本市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（継続）（様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添付し、3月31日までに提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（夫婦等双方の住所が記載されたもの）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 勤務先の住宅手当支給証明書（様式第3号）（住宅を賃借している場合に限る。）
- (4) 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（住宅の取得に要する費用の補助の場合に限る。）
- (5) 住宅の賃貸借契約書の写し及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（住宅の賃借に要する費用の補助の場合に限る。）
- (6) 引越しに要した費用の領収書の写し等支払額を証明できる書類（引越しに要する費用の補助の場合に限る。）
- (7) リフォームの工事請負契約書等の写し及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（リフォームに要する費用の補助の場合に限る。）
- (8) その他市長が必要とする書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条及び第10条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金交付の決定及び補助金額の確定をし、松本市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、前条の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は補助金額の確定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(資格認定の申請)

第8条 第3条第2項の規定による資格認定を受けようとする者は、松本市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書兼誓約書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付し、婚姻日等の属する年度の7月1日から翌年3月31日までの間に提出するものとする。

- (1) 次の区分ごとに定める婚姻日等を証する書類
 - ア 婚姻世帯 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書の写し
 - イ 宣誓世帯 パートナーシップ要綱の規定によるパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードの写し
 - ウ 申告世帯 パートナーシップ要綱の規定によるパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードの写し及び申告に係る宣誓を行った日を証する当該宣誓制度を運用する自治体が発行する書類
- (2) 住民票の写し(市内に住民登録がある夫婦等の双方又は一方の住所が記載されたもの)
- (3) 資格認定を申請する日時点における新婚世帯等の最新の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額を確認できる書類(第3条第1項第2号ただし書に規定する要件に該当する場合に限る。)
- (5) その他市長が必要とする書類

(資格認定の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、資格認定を決定し、松本市結婚新生活支援事業補助金資格認定決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(資格認定者の交付申請)

第10条 前条の規定による資格認定を受けた者(以下「資格認定者」という。)は、資格認定を受けた翌年度に限り、第4条に規定する補助限度額内で補助金の交付を申請することができる。この場合において、資格認定者は、松本市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(継続)

(様式第1号の2)に、第5条第2項に規定する書類を添付し、当該年度の3月31日までに提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度を申請年度とし、補助金の交付を受けようとするときは、第2条第1号の規定にかかわらず、令和5年3月1日から同年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦は、新婚世帯とする。

(令和6年度における新婚世帯等の特例)

3 令和6年度を申請年度とし、補助金の交付を受けようとするときは、第2条第1号の規定にかかわらず、婚姻日等が令和6年1月1日から同年3月31日までの間にある夫婦等は、新婚世帯等とする。

(令和7年度における新婚世帯等の特例)

4 令和7年度を申請年度とし、補助金の交付を受けようとするときは、第2条第1号の規定にかかわらず、婚姻日等が令和7年1月1日から同年3月31日までの間にある夫婦等は、新婚世帯等とする。

(令和8年度における新婚世帯等の特例)

5 令和8年度を申請年度とし、補助金の交付を受けようとするときは、第2条第1号の規定にかかわらず、婚姻日等が令和8年1月1日から同年3月31日までの間にある夫婦等は、新婚世帯等とする。

附 則 (令和5年6月19日告示第337号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、改正後の要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和6年6月27日告示第402号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の

規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日
前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、
新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和7年6月5日告示第382号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の
規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日
前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、
新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和8年3月9日告示第77号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）
の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、
施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分
の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和8年6月1日告示第344号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）
の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、
施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分
の間、新要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号 (第5条関係)

様式第1号の2 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)